

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊少第90号

令和3年3月19日

少年院及び少年鑑別所における収容のための連戻しについて（通達）

見出しのことについては、「少年院及び少年鑑別所における収容のための連戻しについて（通達）」（平成31年3月4日付け熊少第90号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、引き続き、別添「少年院及び少年鑑別所における収容のための連戻しについて」（令和3年3月16日付け警察庁丁少発第231号）のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないよう留意されたい。

なお、旧通達は、本通達の発出をもって廃止する。

※ 警察庁通達「少年院及び少年鑑別所における収容のための連戻しについて（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。